

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の
一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。

（本則関係）

第二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

（附則関係）